

利 用 上 の 注 意

1. 産業格付の方法

事業所の産業格付は、日本標準産業分類に基づき、次の方法で行っている。

(1) 一般的方法

製造品の品目番号により格付しており、製造品が単品の事業所については、品目6桁番号（製造品、加工品番号）の上4桁で産業細分類を決定し、品目が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の大きいもので2桁番号（中分類）を決定する。

次に、その決定された2桁番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）をさらに4桁番号（細分類）を決定して、最終産業格付を行っている。

(2) 特殊な方法

原材料、作業工程、機械設備等により格付するもので、次の産業が該当する。

高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、磨棒鋼製造業、引抜鋼管製造業、伸線業、その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

2. 集計項目と用語の説明

(1) 事業所数は、平成17年12月31日現在の数値であるが、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた数値である。

① 操業準備中の事業所とは、平成17年12月31日現在、工場、作業所があり、その日までに常用労働者等がおり、給与等を支払っているものをいう。

② 操業開始後未出荷の事業所とは、平成17年12月31日現在、操業はしているが、まだ出荷による収入のないものをいう。

③ 休業事業所とは、現在操業を中止しているが、将来再開する意志があるものをいう。ただし、調査時点から過去1年間に生産活動がなく、かつ設備もないものは除いている。

(2) 従業者数は、平成17年12月31日現在の常用労働者数と、個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア. 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ. 日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱う。

エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

オ. 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主、個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人で、かつ、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者。従業者数には含めない。

(3) 現金給与総額は、平成17年の1年間に、常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（常用労働者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び臨時雇用者に対する諸給与等）の合計である。

(4) 原材料使用額等は、平成17年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消

耗品等の使用額であり、コークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられる石油など原材料として使用された石油・石炭等を含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

- ② 燃料には、荷物運搬用及び暖房用の燃料、購入ガス料金、自家発電用の燃料を含んでいる。
 - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
 - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等へ支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成17年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計であり、内国消費税額が含まれている。
- ① 製造品出荷額とは、工場出荷価格によっており、同一企業の他の事業所に引き渡したものを含んでいる。
 - ② 加工賃収入額とは、他の企業が所有する原材料又は製品に賃加工して引き渡した物に対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。
 - ③ その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額等で、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額も含まれる。
 - ④ 内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含んでいる。
- (7) 有形固定資産額は、平成17年の1年間における数値で、帳簿価格によって記入している。
- ① 有形固定資産額の取得額には、次のア～エの区分がある。
 - ア. 土地
 - イ. 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ. 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ. 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等ただし、内訳調査年（西暦末尾0、5年に実施）については土地を除き、新規のもの、中古のものとの区分がある。
なお、平成17年は内訳調査年であるが、新規・中古の集計はしていない。
 - ② 有形固定資産額の建設仮勘定の増加額とは、平成17年の1年間にこの勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。
 - ③ 有形固定資産額の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。
- (8) 集計項目のうち、原材料使用額等の内訳、年初・年末在庫額（製造品、半製品及び仕掛品）の内訳、生産額、付加価値額、年間投資総額、有形固定資産額（建設仮勘定の増加額及び減少額）、リース契約額・リース支払額、用地・用水使用状況については、従業者30人以上の事業所のものである。
なお、有形固定資産額（建設仮勘定の増加額及び減少額を除く）及び年初・年末の製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額の従業者10人以上の事業所を対象とした調査は、西暦末尾が0、5年に行うこととなっているので平成17年は調査を行った。そのうち、年初・年末の製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額についての集計はしていない。
- (9) 調査事項に関する詳細は、巻末の工業調査票を参照されたい。

3. 集計の算式

(1) 生産額、付加価値額等の算式

- ① 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
- ② 付加価値額＝生産額－内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額
- ③ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等

- ④ 内国消費税額＝内国消費税額（消費税を除く）＋推計消費税額
- ⑤ 年間投資総額（有形固定資産）＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）
- ⑥ 有形固定資産年末現在高（総額）＝年初現在高（総額）＋取得総額－除却額（総額）－減価償却額
- ⑦ 付加価値率＝付加価値額÷（生産額－内国消費税額）×100
- (2) 1事業所当たり及び従業員1人当たりの算式
- ① 1事業所当たり従業員数＝従業員数÷事業所数
- ② 1事業所当たり製造品出荷額等＝製造品出荷額等÷事業所数
- ③ 1事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数
- ④ 従業員1人当たり製造品出荷額等＝製造品出荷額等÷従業員数
- ⑤ 従業員1人当たり付加価値額＝付加価値額÷従業員数
- ⑥ 常用雇用者1人当たり現金給与額＝常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額÷常用労働者のうち雇用者数
- (3) その他の算式
- ① 特化係数（都道府県別）＝都道府県産業別製造品出荷額等構成比÷全国産業別製造品出荷額等構成比
- ② 寄与率＝各分類別対前年増減額÷各分類別対前年増減額の総数×100
- ③ 原材料率＝原材料使用額等÷（生産額－内国消費税額）×100
- ④ 在庫率＝年末在庫額÷（生産額－内国消費税額）×100

4. 集計区分の説明

集計に用いた集計区分は、それぞれ次のとおりである。

(1) 産業3類型別の区分

基礎素材型産業：木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品

加工組立型産業：一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品、輸送機械、精密機械

生活関連・その他型産業：食品、飲料・たばこ、繊維、衣服、家具、印刷、なめし革、その他

(2) 地域別の区分

大阪市地域：大阪市全域

北大阪地域：豊能地区 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町

三島地区 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町

東大阪地域：北河内地区 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

中河内地区 八尾市、柏原市、東大阪市

南河内地域：南河内地区 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、

太子町、河南町、千早赤阪村

泉州地域：泉北地区 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

泉南地区 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

堺・泉北臨海工業地帯 概ね、阪神高速道路湾岸線の西側の区域で、大和川と堅川・緑川（泉大津市臨海町3丁目と新港町の境）の間の区域

* 平成17年2月1日 美原町は堺市に編入合併されたので旧美原町（南河内地域）は泉州地域に区分されている。

(3) 規模区分

小規模層：4人～29人（全数集計では1人～29人）、中規模層：30人～299人

大規模層：300人以上

5. その他の注意

- (1) 日本産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）に伴い工業統計調査用産業分類も全面的な改訂が行われ、平成14年調査から新分類を適用することになった。このため、平成14年より新聞業・出版業が調査対象外となり、本調査結果の時系列比較（累年統計

表の（大阪府）総数、（従業者3規模層別）、（従業者規模別）、及び（地域別）の表を除く）については平成13年以前のデータ（結果表）より新聞業・出版業の数値を差し引いて比較を行うなど新分類に基づいている。

- (2) 累年統計表の（大阪府）総数、（従業者3規模層別）、（従業者規模別）及び（地域別）の各年の数値については実数値となっている。
- (3) 統計表の第11表 地域別統計表・南河内地域の事業所数・従業者数の前年比、前年増減数及び製造品出荷額等の前年比、前年増減額については旧美原町の前年数値を差し引いた前年数値と比較している。また、泉州地域の前年比、前年増減数及び前年増減額については、旧美原町の前年数値を加えた前年数値と比較している。
- (4) 統計表の14-1・2表 地域別・市町村別統計表の南河内地域の事業所数・従業者数の前年比、前年増減数、製造品出荷額等の前年比、前年増減額及び事業所敷地面積・1日当たり用水使用量の前年比については旧美原町の前年数値を差し引いた前年数値と比較している。また、泉州地域、泉北地区及び堺市の前年比、前年増減数及び前年増減額については旧美原町の前年数値を加えた前年数値と比較している。
- (5) 統計表の第19表 地域別・市町村別統計表の南河内地域の事業所数・従業者数の前回比、前回増減数及び製造品出荷額等の前回比、前回増減額については旧美原町の前回（平成15年調査）数値を差し引いた前回数値と比較している。また、泉州地域、泉北地区、堺市の前回比、前回増減数及び前回増減額については旧美原町の前回（平成15年調査）数値を加えた前回数値と比較している。
- (6) この統計表中「-」は該当数値なし、「0.0」は端数四捨五入のため単位未満、「-（数値の前にあるもの）」はマイナスの数値、「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表わした。
ただし、従業者数の秘匿については、前回の調査から解除し、公表することになっている。
- (7) 資本金階層別統計表におけるイタリック体の数値には、組合・その他の法人の数値が加算されている。
- (8) 品目別統計表におけるイタリック体の数値には、「くず・廃物出荷額及びその他収入額」の数値が加算されている。
- (9) 比率計算の箇所は四捨五入し、単位金額は表示単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が合わない場合がある。
- (10) 本結果表の産業分類（中分類）の名称には、略称を用いている箇所があるので、次表に正式名称と略称を掲げる。

産業分類	名 称	略 称
09	食料品製造業	食 料 品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊 維
12	衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服
13	木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材
14	家具・装備品製造業	家 具
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
16	印刷・同関連業	印 刷
17	化学工業	化 学
18	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品
20	ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	な め し 革
22	窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
23	鉄 鋼 業	鉄 鋼
24	非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
25	金属製品製造業	金 属 製 品
26	一般機械器具製造業	一 般 機 械
27	電気機械器具製造業	電 気 機 械
28	情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械
29	電子部品・デバイス製造業	電 子 部 品
30	輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
31	精密機械器具製造業	精 密 機 械
32	その他の製造業	そ の 他

6. 工業統計調査用産業分類について

(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないこと等により下記については日本標準産業分類とは相違している。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1521 洋紙・機械すき和紙製造業 (1521 洋紙製造業、1523 機械すき 和紙製造業を統合)	1521 洋紙製造業 1523 機械すき和紙製造業

(2) 中分類19プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲とは、主として別表のものをいい、表右欄の細分類に分類される。

7. 問い合わせ先

この結果表についての問い合わせ等は、下記へお願いします。

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府総務部統計課工業グループ

06(6941)0351 内線2338、2339

別表 プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

製 造 品 名	細 分 類
衣服	1 2 5 9
家具	1 4 1 1～1 4 9 9
プラスチック版	1 6 2 1
写真フィルム（乾板を含む）	1 7 9 5
履物・同付属品	2 0 2 2
手袋	2 1 5 1
かばん	2 1 6 1
袋物	2 1 7 1
ハンドバック	2 1 7 2
耐火物	2 2 5 1～2 2 5 9
と石	2 2 7 9
模造真珠	2 2 9 3
光ファイバーケーブル	2 4 4 2
歯車（動力伝導用）	2 6 7 5
軸受け	2 6 9 4
抵抗器（配電制御用）	2 7 1 3
配線器具	2 7 1 4
コンデンサ（通信機用を除く）	2 7 1 9
携帯電灯器具	2 7 3 2
通信機用抵抗器、コンデンサ	2 9 1 4
配線済みプリント配線板	2 9 1 8
目盛りのついた三角定規	3 1 1 1
注射筒（目盛りのあるもの）	3 1 3 1
義歯	3 1 3 5
眼鏡	3 1 6 1
歯車（時計用）	3 1 7 1
時計側	3 1 7 2
楽器	3 2 2 1～3 2 2 9
歯車（がん具用）	3 2 3 1
がん具・運動用具	3 2 3 1～3 2 3 4
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	3 2 4 1～3 2 4 9
パレット（絵画用）	3 2 4 4
装身具、装飾品	3 2 5 1
造花・装飾用羽毛	3 2 5 2
ボタン（貴金属・宝石製を除く）	3 2 5 3
かつら（完成品）	3 2 5 5
漆器	3 2 6 1
畳	3 2 7 2
うちわ、扇子	3 2 7 3
ほうき、ブラシ	3 2 7 4
傘・同部品	3 2 7 5
喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3 2 7 7
魔法瓶	3 2 7 8
看板、標識機	3 2 9 2
パレット（運搬用）	3 2 9 3
モデル、模型	3 2 9 4
工業用模型	3 2 9 5
レコード	3 2 9 6

府内地域分割地図

(平成17年12月31日現在)

市町村別製造品出荷額等

(従業者4人以上)

